
南シナ海仲裁判断後の東シナ海

南シナ海問題との相関関係

小谷 哲男

Kotani Tetsuo

はじめに

近年、中国の強硬な海洋進出に伴い、東シナ海と南シナ海で緊張が高まっている。しかし、これら2つの海をめぐる問題に相互関連性があるのかどうかは明確ではない。ひとつの考え方は、中国は東シナ海と南シナ海での両面作戦を避けるため、同時に2つの海で周辺国と対立することは望まないというものである。他方、中国は東シナ海問題と南シナ海問題を切り分けて考えており、それぞれの状況に応じて必要であれば同時に強硬姿勢をとることも辞さないという見方もできる。あるいは、中国は東シナ海問題と南シナ海問題のどちらかをより重視しており、より重視している海域で有利な状況を作り出すために、他方の海域で何らかの行動をとることも考えられる。

近年、日本は南シナ海問題への関与を深め、各種国際会議で法の支配や紛争の平和的解決を主張するとともに、フィリピンやベトナムなど南シナ海沿岸国への能力構築支援を強化している。他方、日本が南シナ海問題に関与するにあたっては、中国が対抗措置として東シナ海でさらなる強硬姿勢を示す可能性を考慮しなければならない。実際のところ、日本は一貫して中比仲裁手続きを支持してきたが、以下でみるように、2016年7月の中比南シナ海仲裁判断前後に、中国は東シナ海での緊張を高める行動をとっている。

以上の問題意識を念頭に、本稿は2016年7月に南シナ海仲裁判断が出た後の東シナ海情勢を分析する。具体的には、日本が南シナ海問題に関与することが、中国による東シナ海での現状変更行動につながっているのかという命題に焦点をあてる。以下では、まず仲裁判断が出る前の東シナ海情勢と日中関係を、そして仲裁判断後の東シナ海情勢と日中関係を振り返り、東シナ海問題と南シナ海問題の相互関連性を分析することとする。

1 仲裁判断前の東シナ海情勢と日中関係

日中関係は、2014年11月に安倍晋三首相と習近平国家主席が初会談を行なって以来、表面上改善の兆しがみられるようになった。この首脳会談が開かれる直前に、日中両政府は歴史問題と尖閣諸島問題について立場が異なることを確認したうえで、対話を再開することに合意した⁽¹⁾。その後、2015年4月のバンドン会議60周年記念行事の際に、安倍首相は習国家主席と2度目の会談を行ない、日中関係の改善を図る方針を再確認した⁽²⁾。同年11月の日中韓サミットの際には、安倍首相が李克強首相と初めての会談を行ない、外相相互訪問の再開や

ハイレベル交流の重要性を確認した⁽³⁾。

たしかに、2015年を通じて日中のハイレベル交流は頻繁に行なわれた。たとえば、日中友好議員連盟会長の高村正彦自民党副総裁と中国共産党序列3位の張徳江全国人民代表大会（全人代）常務委員長、麻生太郎財務相と中国共産党序列7位の張高麗筆頭副首相（共産党政治局常務委員）、谷内正太郎国家安全保障局長と楊潔篪国務委員（副首相級）および李克強首相、岸田文雄外相と王毅外交部長（外相）、中谷元防衛相と常万全中国国防相がそれぞれ会談し、自民党の谷垣禎一と公明党の井上義久両幹事長は、中国共産党幹部との「日中与党交流協議会」を6年ぶりに再開している。

日中間の対話や交流が再開され、表面上は関係改善が進んでいるようにみえたが、尖閣諸島周辺および東シナ海においては、中国による一方的な現状変更の試みが継続した。中国の公船は、荒天時以外は尖閣諸島の接続水域にほぼ常駐し、毎月3回程度の頻度で領海侵入を繰り返した⁽⁴⁾。毎月3回、3隻の中国政府公船（国家海警局所属）が2時間程度領海に侵入するため、非公式に「3-3-2方式」と呼ばれる。2015年度に中国の公船が尖閣諸島の領海に侵入した回数は、前年度の32回から35回へと微増した⁽⁵⁾。頻度にほとんど変化はなかったが、3000トン級以上の大型船が増え、2015年末以降は機関砲を搭載した船による領海侵入も繰り返し発生するようになった⁽⁶⁾。11月には、中国海軍情報収集艦が、尖閣諸島南方の接続水域の外側で反復航行する事案も初めて確認された⁽⁷⁾。2015年度に、航空自衛隊が日本の領空に近づく中国機に対して行なった緊急発進回数は571回と、前年度の464回からさらに増加し、過去最高を記録した。5月には、中国空軍機が初めて宮古海峡上空を通過し、2016年1月には情報収集機や早期警戒機が対馬海峡上空を初めて通過するなど、活動を拡大させた⁽⁸⁾。

2015年7月に、外務省は中国が東シナ海で一方的に新たなガス田開発を進め、過去2年で12基のプラットフォームを新設したことを公表した。日中両政府は2008年に東シナ海中間線付近でのガス田の共同開発で合意したが、中国は合意の履行を拒み、一方的な開発を続けていた。日本側ではプラットフォームの軍事利用への懸念が高まった⁽⁹⁾。日本政府の抗議に対し、中国政府は、「中国の管轄海域」での活動であり、それらの抗議は受け入れないとし、開発拡張を事実上認めた⁽¹⁰⁾。その後、プラットフォームの1つに対水上レーダーと監視カメラが確認され、これらのプラットフォームの軍事利用の可能性が高まった⁽¹¹⁾。

このような中国の東シナ海での現状変更の試みに対し、日本は東シナ海および南シナ海での中国の現状変更の試みを批判する外交攻勢をかけた。2016年4月に広島で開かれた主要7カ国（G7）外相会合では、「海洋安全保障に関するG7外相声明」が日本主導で出され、中国の東シナ海での挑発行動や南シナ海の軍事拠点化の動きを念頭に、現状変更の一方的な行動への「強い反対」が表明され、仲裁を含む平和的紛争解決を求める内容が盛り込まれた⁽¹²⁾。これに対し、中国政府は強い不快感を示した⁽¹³⁾。5月の伊勢志摩サミットでも、海洋安全保障に関し、先のG7外相声明を支持するとともに、安倍首相が掲げる国際法に基づく主張、武力や威嚇の不行使、平和的な紛争解決からなる「法の支配3原則」を明記する首脳宣言が出された⁽¹⁴⁾。これに対し、中国の政府とメディアは強く反発し、南シナ海問題をあおりたて緊張を高めた、と議長国の日本を名指しで批判した⁽¹⁵⁾。

中国に対し仲裁手続きを開始したフィリピンに対しては、日本は海上法執行能力の構築支援や、防衛協力の強化を進めた。2013年に、日本はフィリピンに対して大型巡視船を10隻提供することを決定した。2015年1月の防衛相会談では、防衛相会談・次官級協議の定期的な実施、軍高官の相互訪問、訓練・演習への参加などで合意した。それに加え、2016年2月に、日本とフィリピンは防衛装備品の移転や技術協力に関する協定に署名し、5月には海上自衛隊の練習機TC90の貸与を具体化することで一致した。共同訓練としては、2015年5月と6月に、海自艦艇と海自哨戒機部隊がそれぞれフィリピンにおいて、「洋上での不慮の遭遇をした場合の行動基準（CUES）」を使用した訓練や人道支援・災害救援に関する共同訓練を実施した⁽¹⁶⁾。2016年4月には、海自最大のヘリ搭載護衛艦や潜水艦が相次いでフィリピンのスービック港に寄港した。

中国の王毅外相は2016年3月の全人代開催中に、日中関係の改善が進まない原因は日本側にある、との認識を示した⁽¹⁷⁾。4月に北京で開かれた日中外相会談では、王毅外相は岸田外相に対して4項目の「希望と要求」を行なった。1つ目は「1つの中国」政策を徹底すること、2つ目は「中国脅威論」や「中国経済衰退論」を吹聴しないこと、3つ目は経済交流で中国が日本に依存しているという考えをやめること、そして4つ目は地域問題や国際問題について、日本が中国への対抗意識を捨てることである⁽¹⁸⁾。このうち2つ目は、日本が南シナ海問題で中国を批判することへの牽制とみられる。

2016年6月には、人民解放軍による挑発行為が続発した。まず、中国海軍の艦船が初めて尖閣諸島の接続水域を航行する事案が発生した⁽¹⁹⁾。この事案はロシア海軍が同接続水域を航行するのに合わせるかのように行なわれ、日本側ではその不明な意図について懸念が強まった。その後、中国海軍の情報収集艦が鹿児島県南部のトカラ海峡の領海に侵入した。この情報収集艦は、近海で行なわれていた日本・米国・インド海軍による共同訓練を監視していたと考えられる。その後中国は、領海の無害通航権ではなく、「国際海峡の通過通航権」を理由に正当性を主張した⁽²⁰⁾。同情報収集艦は、その後沖縄県東大東島の接続水域も航行した。また、2016年4月から6月における中国機に対する緊急発進回数は、合計で199回であり、前年度の同時期と比べて85回増加した⁽²¹⁾。6月には中国軍機が緊急発進した航空自衛隊機に対し、攻撃動作をしたと報じられた⁽²²⁾。

2014年11月の日中首脳会談を受けて、2015年1月に、自衛隊と人民解放軍の偶発的な衝突を回避することを目的とする「海上連絡メカニズム」に関して、日中の防衛当局がおおよそ3年ぶりに協議を再開した。その際、メカニズムが海上だけでなく空域も対象としていることを明確にするため、名称を「海空連絡メカニズム」とする方向で調整することに合意した。その後、同年6月に開かれた協議では、同メカニズムの早期運用で合意されたが、報道によれば、同メカニズムを領海外および領空外で運用することを想定する日本と、領海内および領空内での運用を求める中国とで意見が合わず、運用の合意に至らなかった⁽²³⁾。2016年6月、駐日中国大使館は、定例記者会見で「海空連絡メカニズム」について、「南シナ海問題で（日本が）根拠のない攻撃を繰り返していることが悪影響を与えている」として、運用開始の目途が立たないのは日本の南シナ海問題への関与に責任があるとの認識を示した⁽²⁴⁾。

2 仲裁判断後の東シナ海情勢と日中関係

2016年7月12日に示された中比南シナ海仲裁判断で、中国のいわゆる「九段線」に基づく主張が否定され、フィリピンの圧勝とも言えるべき判断が出た。日本政府はフィリピンが始めた仲裁手続きを支持し、判断についても「最終的」かつ「紛争当事国を法的に拘束」とする立場を表明した⁽²⁵⁾。一方中国政府は、日本を名指しして「問題をあおりたてるべきではない」などと非難する声明を出した。声明では、2013年にフィリピンが仲裁手続きを開始した当時、柳井俊二国際海洋法裁判所所長が「(仲裁裁判所の) 裁判官の構成を取り仕切っていた」と指摘し、「当初から裁判は政治化していた」と公平性に疑問を投げかけ、第2次大戦中に日本が南シナ海を「占領」していた経緯にも触れて、この問題に対する日本の「介入」を非難した⁽²⁶⁾。中国はこの仲裁手続きを「無効」と主張し、判断内容も「紙くず」と呼んだが、中国政府内では判断が中国側に不利になることを強く懸念していた⁽²⁷⁾。

判断の直後に開かれたアジア欧州会議（ASEM）首脳会合では、安倍首相が法の支配を強調し、李克強首相との会談でも仲裁判断の受け入れを迫ったが、李首相は「日本は当事国ではなく、騒ぎ立て介入すべきでない」と議論は平行線をたどった⁽²⁸⁾。7月下旬の日・東南アジア諸国連合（ASEAN）外相会議で、岸田外相は、南シナ海が日本にとって「死活的に重要なシーレーン」であり、「地域全体の平和と安定にとって重要」と述べ、中比仲裁判断の遵守や南シナ海行動宣言（DOC）の早期締結など、法の支配の重要性を強調した⁽²⁹⁾。しかし、同会議では、中国の分断工作により、仲裁判断に触れる共同声明を出すことができなかった⁽³⁰⁾。

8月上旬、300隻ほどの中国漁船が尖閣諸島の接続水域で操業を行なうなかで、一時は最大15隻の中国公船も同じ海域に集結し、延べ28隻以上の公船が領海に侵入するなど緊張が高まった。毎年8月1日に中国当局は東シナ海での漁を解禁したため、尖閣諸島周辺に相当数の中国漁船が押し寄せることは例年のことであった。しかし、警備という名目で15隻もの中国公船が同行し、漁船とともに領海侵入を繰り返したことは過去になかった⁽³¹⁾。また、中国公船は、接続水域内で漁業規制とみられる管轄権行使にあたる行動を初めてとっていたようである⁽³²⁾。1週間ほどで中国公船の数は減少した。しかし、その後の領海侵入の形式に変化がみられる。頻度は月3回程度のままだが、領海侵入は4隻が2時間行なうようになっており、少なくとも中国側はそれまでの「3-3-2方式」から「3-4-2方式」への変更を試みているようにみえる⁽³³⁾。

この事案で、中国公船と一緒に領海に侵入した漁船に100人以上の海上民兵が乗り込んでいたという見方がある⁽³⁴⁾。そうであれば、中国が日本への圧力をさらに高めたことになる。他方、今回尖閣に大量に押し寄せた漁船の乗組員の多くは、船の扱いにも慣れていない内陸部から浙江省や福建省に出稼ぎにきた農民である可能性もある。実際、8月11日には中国漁船が尖閣諸島周辺海域でギリシャ船籍の貨物船と衝突し、沈没した。海上保安庁が沈没した中国漁船の14人の乗組員のうち6人を救助したが、彼らは内陸部からの出稼ぎ労働者であったようである⁽³⁵⁾。

8月下旬には、日本で開かれる日中韓外相会議に合わせて、日中外相会談が行なわれる見

込みであった。しかし、この事案のあおりを受けて、外相会談の準備のため来る予定だった中国の孔鉉佑外務次官補の来日を取りやめになった。結局、外相会談は開かれたが、岸田外相が王外相に東シナ海における挑発行為に抗議し、東シナ海情勢の安定が、9月に20カ国・地域（G20）首脳会議のため訪中する安倍首相と習国家主席の会談につながるとの認識を示した。これに対し、王外相は不測の事態を防ぐことが重要と応じ、日中高級事務レベル海洋協議開催を提案した。南シナ海問題については、双方の立場を繰り返した⁽³⁶⁾。

9月に、稲田朋美防衛相が米国で講演し、中国の東・南シナ海での現状変更行動を批判するとともに、米国が南シナ海で行なっている航行の自由作戦への支持を表明し、海上自衛隊と米海軍の共同巡航訓練や、フィリピン、ベトナムへの能力構築支援などを通じて南シナ海への関与を強めていくと述べた⁽³⁷⁾。これに対し、中国国営の新華社は「公然たる挑発」と反発する記事を配信し、「日本当局に関係改善の誠意があるなら、敏感な問題で言動を慎むことは最低限の態度だ」と主張した⁽³⁸⁾。

9月の一連の国際会議で、日中は海洋問題で火花を散らした。4—5日に杭州で開かれたG20サミットでは、中国が事前に南シナ海問題が議題にならないよう予防線を張っていたため、南シナ海を念頭においた航行の自由に関する安倍首相の発言に追従する首脳はいなかった⁽³⁹⁾。その後、8日にラオスで開かれた東アジアサミットでは、日米が仲裁判断の履行を中国に迫ったが、中国は日米など「域外国」の介入を牽制し、共同声明では平和的紛争解決には言及したものの、仲裁判断そのものには触れなかった⁽⁴⁰⁾。

10月には、仲裁のもう一方の当事者であるフィリピンのドゥテルテ大統領が中国と日本を訪問した。中比共同声明では、南シナ海の紛争対処に関する「適切な方法」をめぐる意見交換したとされ、仲裁判断には直接触れず、事実上棚上げした⁽⁴¹⁾。一方、ドゥテルテ大統領は安倍首相との会談では、仲裁判断に関して、中国側と「それに基づいて話をする事しかできない」と、中比共同声明の内容を打ち消す発言を行なった。そのうえで、日比がそれぞれ東シナ海と南シナ海で中国による現状変更の挑戦を受けていることを念頭に、フィリピンは日本と同じ立場に立つと述べた⁽⁴²⁾。

他方、9月のG20サミット後に開かれた日中首脳会談では、日中高級事務レベル海洋協議の開催と海空連絡メカニズムの早期運用開始で一致し、東シナ海ガス田の共同開発合意についても協議を再開することで合意した。習主席から、2017年の国交正常化45周年、翌2018年の平和友好条約締結40周年に向けてさまざまな交流を拡充する提案もあった。だが、南シナ海問題では平行線をたどった⁽⁴³⁾。11月にペルーで開かれたアジア太平洋経済協力会議（APEC）の際に行なわれた会談でも、両首脳は日中関係を改善させていくことを確認した⁽⁴⁴⁾。

国際会議で南シナ海問題をめぐって対立した日中は、その間も東シナ海問題に関する二国間協議を続けた。まず、9月中旬に広島で開かれた高級事務レベル海洋協議では、海空連絡メカニズムの早期運用では合意したが、東シナ海ガス田の共同開発に関する協議再開では合意できなかった⁽⁴⁵⁾。11月には、海空連絡メカニズムに関する協議が東京で行なわれたが、領海・領空を対象範囲に含めるかどうかについて合意できず、引き続き協議を続けることになった⁽⁴⁶⁾。その直後に日中外務次官級協議が北京で開かれ、関係改善と海空連絡メカニズムの

早期運用で合意した⁽⁴⁷⁾。12月には、中国海南省の海口で高級事務レベル海洋協議が開かれたが、「海空連絡メカニズム」の早期運用に向けて引き続き努力することで一致したのみであった⁽⁴⁸⁾。

このように日中協議が続くなか、中国は東シナ海で移動式の掘削船を使って新たなガス田開発を進めていることがわかった。日本政府は中国側に抗議したが、中国政府は自らの管轄海域であると自らの行動を正当化した⁽⁴⁹⁾。12月には、中国政府が、中国空軍機が宮古海峡から西太平洋に向けて遠洋訓練をしている際に、航空自衛隊のF15戦闘機2機が接近して「妨害弾」を発射したと発表した。日本政府は、「妨害弾」の使用について否定した⁽⁵⁰⁾。

3 東シナ海問題と南シナ海問題の相互関連性

日本が南シナ海問題に関与を深めると、中国が対抗措置として東シナ海でさらなる現状変更を行なうのかという命題を検討するためには、まず現在の中国の国内状況を考える必要がある。2017年秋に開催予定の中国共産党全国代表大会（党大会）で、習近平総書記、李克強首相以外の常務委員5人が交代する見込みである。習近平指導部は国内の権力を固めるために、反腐敗運動を強行し、周永康元中央政治局常務委員をはじめ、政敵を失脚させてきた。習主席は、2016年10月24—27日の第18期中央委員会第6回全体会議（6中全会）で「核心」と位置づけられ、権力をさらに強めた⁽⁵¹⁾。しかし、党大会に向けて、指導部としてはさらに足元を固める必要がある。そのようななか、中国はとりわけ日本との関係には敏感にならざるをえない。

日本政府が南シナ海問題への関与を深めることに對し、中国は外交の場で日本を「域外国」と位置づけて牽制してきた。そして、中国側は、安倍政権が国際会議などの場で南シナ海や東シナ海の問題を繰り返し取り上げることが、日中関係の改善が進まない原因だというメッセージを繰り返し発している。南シナ海問題に関し、国際世論が中国に厳しい目を向けるようになるなか、アメリカは中国の人工島周辺で航行の自由作戦を再開し、仲裁判断は全面敗訴に近い内容となった。安倍政権が「法の支配」を唱えて、海洋問題で中国を批判することは、中国共産党指導部にとって、看過できない問題であろう。

他方、中国側は日本との関係改善も求めている。その背景には、日本からの直接投資の減少傾向があると考えられる。日本の対中投資は、2014年に前年比38.8%減と、1985年以降で最大の落ち込みを記録し、2015年も25.9%減であった。日中関係の悪化と中国における人件費の高騰などが重なり、製造業を中心に投資対象国が中国から他国へシフトしているためである。対中事業の強化に動く日本企業も増えてはいるものの、対中投資は契約件数ベースでも減少傾向にある⁽⁵²⁾。小泉純一郎首相（当時）の靖国神社参拝などをきっかけに、2000年代前半の日中関係は「政冷経熱」と形容され、日本からの対中投資は拡大を続けた。しかし、現在は「政冷経冷」状態にある。中国としては、高成長から安定成長への移行である「ニューノーマル」を達成するためには、日本からの投資をこれ以上減らしたくないのが本音であろう。

中国共産党指導部にとって、経済成長はその正統性と権威を支える柱である。経済の高成

長から安定成長への移行を成功させるためにも、日本との経済協力は必要である。他方、習近平指導部はナショナリズムをあおり、台湾および「奪われた領土」である尖閣諸島、南沙諸島を取り戻すことで共産党の正統性を高めようとしている。この点では安倍政権の政策は習指導部の利益に反することになる。ここに、現在の日中関係に関して、中国が直面するディレンマがある。

それでは、中国が中比仲裁判断前後に東シナ海で行なった挑発行為は、日本の南シナ海への関与と直接関連しているのだろうか。2016年6月に中国艦船が日本の領海や接続水域に入ったのは、注目すべき事例であった。これを中国版の「航行の自由作戦」とみなし、日本が南シナ海で航行の自由作戦を行なわないように牽制したとみることはできる。だが、この事例は、ロシア海軍が尖閣諸島周辺を航行したり、西太平洋で日本・米国・インド海軍の共同訓練が行なわれていたりしたことが引き起こしたものと考えられる。実際、稲田防衛相による南シナ海での日米共同巡航訓練に関する発言に関して、中国は反発したものの、東シナ海でこれを牽制するために軍艦を日本の領海や接続水域に送っていない。

仲裁判断後の8月上旬に、中国船が尖閣諸島周辺に現われたのは、中国共産党の指導者や長老らが集まる「北戴河会議」が開催されるタイミングであった。この非公式の会議は、党大会で党内の対立が露呈するのを避けるための事前調整の場で、指導部人事や重要議案の内容がほぼ固まるとされる。中国が尖閣諸島に公船を集中させたのは、北戴河会議で指導部が突き上げられないよう、中国国内向けに実効支配を強化していることをアピールするためだったと考えられる。8月末には王外相が日中韓外相会談のため来日を予定していたため、その前に日本に対して強気の姿勢を示しておく必要もあったのかもしれない。

8月以降、中国公船による領海侵入の頻度や侵入隻数が、「3-4-2方式」となったことは、中国による現状変更行動が拡大したことを示している。だが、これは派遣できる公船の数が増えてきたために起こった変化だと考えられる。日本の南シナ海問題への関与とは直接関係なく、今後公船の数がさらに増えれば、「4-4-2」や「3-5-2」へと変化するであろう。

中国が公式な発言として南シナ海問題と東シナ海問題を関連づけているのは、日本の南シナ海問題への関与によって、海空連絡メカニズムの早期運用が困難になっているというもののみである。だが、これも実際にはメカニズムを領海・領空に適用するかどうかで日中の折り合いがつかないことが主な理由である。

以上のように、日本の南シナ海問題への関与と、中国の東シナ海での現状変更行動や挑発行為に直接的な関連性は見出せない。日本の南シナ海問題への関与とは関係なく、中国は今後も日本の尖閣諸島に対する実効支配を崩すことを目指し、軍事的には介入阻止戦略の一環で、日本周辺での軍事活動を活発化させるであろう。他方、仲裁判断後、中国は日本の南シナ海問題への関与を批判しつつも、日本との関係改善を望む発言を繰り返している。

では、中国は東シナ海と南シナ海で同時に周辺国と対立するのを避けているのだろうか。仲裁判断以後も、中国は東シナ海でガス田開発を強行し、プラットフォームに水上レーダーを設置している。他方、南シナ海でも7つの人工島すべてに防空システムを配備したことが確認されている⁽⁵³⁾。以上から、中国は東シナ海と南シナ海、それぞれの状況に応じて、現状

変更行動を行なっている可能性が高い。

おわりに——対中政策への含意

日本にとって南シナ海問題は海上交通路の安全確保という観点から、そして普遍的な海洋法秩序の維持という観点からきわめて重要な海域である。このため、日本は毅然と南シナ海問題で法の支配を主張するとともに、東シナ海でも中国の挑戦に有効に対処していかなければならない。

本稿で検討したとおり、日本の南シナ海問題への関与と、中国の東シナ海での現状変更行動に直接の関連性はみられない。他方、日本は中国の東シナ海での現状変更を南シナ海問題への関与と関連づけた政策をとることを検討すべきである。つまり、中国が東シナ海で現状変更行動をとるたびに、相互主義として日本も中国が南シナ海で管轄権を主張する海域で、過剰な管轄権の主張や航行権の制限に挑戦する行動をとるべきである。

具体的には、中国が東シナ海で現状変更行動を行なえば、日本は南シナ海で航行の自由作戦を行なうことが望ましい。米軍は、航行の自由作戦をあくまで国際法上認められた航行の権利を確保するための法的手段と位置づけている⁽⁵⁴⁾。中国による過剰な海洋管轄権の主張や、航行権の制限は、日本にとっても懸念事項である。また、中国が東シナ海で現状変更行動を行なえば、日本も南シナ海での航行の自由作戦を対抗措置として行なうと明確なシグナルを中国に送ることになり、東シナ海の安定にもつながることが期待できる。

もちろん、日本が南シナ海で航行の自由作戦を行なえば、中国がこれに過剰に反応し、東シナ海で挑発行為を行なう可能性は否定できない。このため、海空連絡メカニズムの早期運用は不可欠である。中国海軍は、すでに領海では適用されない海上衝突回避規範である CUES を受け入れており、日中間の連絡メカニズムも領海に適用しないことを受け入れる可能性がある。このため、海空を切り離し、海上自衛隊と中国海軍の間で領海を適用範囲から外した海上連絡メカニズムを先行運用することを検討するべきである。これがうまくいけば、領空を適用範囲から外した空の連絡メカニズムも運用できる可能性が高まるであろう。

- (1) 外務省ホームページ「日中関係の改善に向けた話合い」、2014年11月7日〈http://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/c_m1/cn/page4_000789.html〉。
- (2) 外務省ホームページ「日中首脳会談」、2015年4月23日〈http://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/c_m1/cn/page4_001136.html〉。
- (3) 外務省ホームページ「日中首脳会談・外相会談」、2015年11月1日〈http://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/c_m1/cn/page4_001498.html〉。
- (4) 海上保安庁ホームページ「尖閣諸島周辺海域における中国公船等の動向と我が国の対処」、日付なし〈<http://www.kaiho.mlit.go.jp/mission/senkaku/senkaku.html>〉。
- (5) 海上保安体制強化に関する関係閣僚会議決定「海上保安体制強化に関する方針について」、2016年12月21日〈<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kaihotaisei/dai1/siryou.pdf>〉。
- (6) 政府関係者へのインタビュー、2016年7月8日。
- (7) 「尖閣に中国軍の情報収集艦 南方の公海を反復航行」『日本経済新聞』2015年11月12日〈http://www.nikkei.com/article/DGXLASFS12H3K_S5A111C1PP8000/〉。

- (8) 統合幕僚監部ホームページ「平成27年度の緊急発進実施状況について」、2016年4月22日〈http://www.mod.go.jp/js/Press/press2016/press_pdf/p20160422_01.pdf〉。
- (9) 「政府、中国ガス田開発の証拠写真を公表 計16基の構造物」『日本経済新聞』2015年7月22日〈http://www.nikkei.com/article/DGXLASDE22H0G_S5A720C1000000/〉。
- (10) 「中国、東シナ海のガス田開発拡張を事実上認める」『日本経済新聞』2015年7月7日〈http://www.nikkei.com/article/DGXLASGM07H5K_X00C15A7FF2000/〉。
- (11) 「中国、ガス田にレーダー 軍事用の可能性も」『日本経済新聞』2016年8月7日〈http://www.nikkei.com/article/DGXLASFS06H3O_W6A800C1MM8000/〉。
- (12) 「海洋安全保障に関するG7外相声明」2016年4月11日〈<http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000147443.pdf>〉。
- (13) 「中国、海洋進出議題に不快感 G7外相会合」『日本経済新聞』2016年4月12日〈http://www.nikkei.com/article/DGXLASFS11H4H_R10C16A4EA2000/〉。
- (14) 「G7伊勢志摩首脳宣言」2016年5月27日〈<http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000160267.pdf>〉。
- (15) 「南シナ海問題、日本名指しで中国反発」『毎日新聞』2016年5月28日〈<http://mainichi.jp/articles/20160529/k00/00m/030/066000c>〉。
- (16) 防衛省ホームページ「平成28年版防衛白書」〈<http://www.mod.go.jp/j/publication/wp/wp2016/html/n3214000.html#s321464>〉。
- (17) 「関係改善、日本側が阻害…王毅外相」『毎日新聞』2016年3月8日〈<http://mainichi.jp/articles/20160308/k00/00e/030/225000c>〉。
- (18) 「中国外相が『4つの要求』日本政府は不快感」『日本経済新聞』2016年5月2日〈http://www.nikkei.com/article/DGKKASFS01H2D_R00C16A5PE8000/〉。
- (19) 「尖閣接続水域に中国海軍艦 初の確認、外務省が抗議」『日本経済新聞』2016年6月9日〈http://www.nikkei.com/article/DGXLASFK09H04_Z00C16A6000000/?n_cid=SPTMG002〉。
- (20) 「中国艦『国際海峡航行』中国主張、日本は反論 鹿児島沖領海」『朝日新聞』2016年6月17日〈<http://www.asahi.com/articles/DA3S12412772.html>〉。
- (21) 統合幕僚監部ホームページ「平成28年度1四半期の緊急発進実施状況について」、2016年7月5日〈http://www.mod.go.jp/js/Press/press2016/press_pdf/p20160705_01.pdf〉。
- (22) 「中国軍、空自機に攻撃動作 空自OB指摘」『毎日新聞』2016年6月29日〈<http://mainichi.jp/articles/20160629/k00/00m/030/138000c>〉。
- (23) 平賀健一「対中軍事危機管理（信頼醸成）メカニズムの現状——日米の視点から（その1）」、海上自衛隊幹部学校戦略研究会トピックス039、2016年7月11日〈<http://www.mod.go.jp/msdf/navcol/SSG/topics-column/039.html>〉。
- (24) 「『運用開始遅れ、日本側に責任』海空連絡メカニズム」『朝日新聞』2016年6月30日〈<http://www.asahi.com/articles/DA3S12434111.html>〉。
- (25) 外務大臣談話「南シナ海に関するフィリピンと中国との間の仲裁（仲裁裁判所による最終的な仲裁判断）」、2016年7月12日〈http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/danwa/page4_002172.html〉。
- (26) 「中国、完敗に衝撃…批判の矛先、日本にも」『毎日新聞』2016年7月13日〈<http://mainichi.jp/articles/20160713/k00/00e/030/184000c>〉。
- (27) 「南シナ海戦略 中国 非公開会議の実態」、NHK News Watch 9 特集ダイジェスト、2016年6月30日〈<http://www9.nhk.or.jp/nw9/digest/2016/06/0630.html>〉。
- (28) 「首相、南シナ海に懸念 李氏『介入すべきでない』」『日本経済新聞』2016年7月16日〈http://www.nikkei.com/article/DGXXKASFS15H65_15072016MM8000/〉。
- (29) 外務省ホームページ「日・ASEAN外相会議」、2016年7月27日〈http://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/rp/page3_001737.html〉。

- (30) 「ASEAN、南シナ海で共同声明出せず 中国が事前外交」『朝日新聞』2016年7月24日〈<http://www.asahi.com/articles/ASJ7S5QFZJ7SUHBI00N.html>〉。
- (31) 海上保安庁ホームページ「平成28年8月上旬の中国公船及び中国漁船の活動状況について」、2016年10月18日〈<http://www.kaiho.mlit.go.jp/info/1608-senkaku.pdf>〉。
- (32) 政府関係者へのインタビュー、2016年8月17日。
- (33) 海上保安庁ホームページ「尖閣諸島周辺海域における中国公船等の動向と我が国の対処」、日付なし〈<http://www.kaiho.mlit.go.jp/mission/senkaku/senkaku.html>〉。
- (34) 「尖閣奪取に海上民兵 中国は本気だ！『軍事力』への警戒強めよ」『産経新聞』2016年8月18日〈<http://www.sankei.com/column/news/160818/clm1608180002-n1.html>〉。
- (35) 政府関係者へのインタビュー、2016年12月1日。
- (36) 外務省ホームページ「日中外相会談」、2016年8月24日〈http://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/c_m1/cn/page4_002251.html〉。
- (37) 防衛省ホームページ「進化する日米同盟——アジア太平洋地域の平和と繁栄のために」、稲田朋美防衛大臣講演、2016年9月15日〈http://www.mod.go.jp/j/press/youjin/2016/09/15_lecture_j.pdf〉。
- (38) 「稲田防衛相発言に反発＝『挑発』と中国国営メディア」『時事ドットコムニュース』2016年9月17日〈<http://www.jiji.com/jc/article?k=2016091700298&g=pol>〉。
- (39) 「習近平氏、G20で『威信』誇示 次は内政」『日本経済新聞』2016年9月6日〈http://www.nikkei.com/article/DGXLASGM05HAT_V00C16A9FF8000/〉。
- (40) 「南シナ海で隔たり埋まらず＝日米と中国——東アジアサミット」『時事ドットコムニュース』2016年9月8日〈<http://www.jiji.com/jc/article?k=2016090800588&g=pol>〉。
- (41) 「仲裁判決触れず 南シナ海問題、当事国で」『毎日新聞』2016年10月21日〈<http://mainichi.jp/articles/20161022/k00/00m/030/117000c>〉。
- (42) 外務省ホームページ「日・フィリピン首脳会談」、2016年10月26日〈http://www.mofa.go.jp/mofaj/s_sa/sea2/ph/page3_001861.html〉。
- (43) 外務省ホームページ「日中首脳会談」、2016年9月5日〈http://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/c_m1/cn/page1_000246.html〉。
- (44) 外務省ホームページ「ペルー APEC の際の日中首脳間の会談」、2016年11月20日〈http://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/c_m1/cn/page4_002512.html〉。
- (45) 「日中海洋協議『海空連絡』年内にも再開」『毎日新聞』2016年9月16日〈<http://mainichi.jp/articles/20160916/k00/00m/030/099000c>〉。
- (46) 「海空連絡メカニズム 日中協議を継続」『毎日新聞』2016年11月25日〈<http://mainichi.jp/articles/20161126/k00/00m/010/143000c>〉。
- (47) 「日中が外務次官級協議 国交正常化45周年など見据え関係改善」『日本経済新聞』2016年11月30日〈http://www.nikkei.com/article/DGXLASF529H5A_Z21C16A1PP8000/〉。
- (48) 「海洋めぐり日中の衝突回避、早期運用へ『引き続き努力』 中国で事務協議、年内合意は困難に」『産経新聞』2016年12月9日〈<http://www.sankei.com/world/news/161209/wor1612090048-n1.html>〉。
- (49) 「中国が東シナ海でガス田開発 政府が抗議」『日テレニュース24』2016年11月1日〈<http://www.news24.jp/articles/2016/11/01/10345320.html>〉。
- (50) 「中国『空自戦闘機が妨害弾』防衛省は否定」『日本経済新聞』2016年12月10日〈http://www.nikkei.com/article/DGXLASF510H1S_Q6A211C1PE8000/〉。
- (51) 「『習近平氏は核心』中国共産党幹部が強調」『日本経済新聞』2016年10月28日〈http://www.nikkei.com/article/DGXLASGM28H6B_Y6A021C1FF1000/〉。
- (52) 外務省中国モンゴル第二課「日中経済関係と中国の経済情勢」、2016年8月〈<http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000007735.pdf>〉。

- (53) 「南沙に防空設備 米CSIS分析」『毎日新聞』2016年12月15日〈<http://mainichi.jp/articles/20161215/k00/00e/030/238000c>〉。
- (54) 航行の自由作戦の詳細については、次を参照。US Department of Defense, “DoD Annual Freedom of Navigation (FON) Reports,” no dates 〈<http://policy.defense.gov/OSDP-Offices/FON/>〉。